

平成 21 年 4 月 24 日  
総務省情報流通行政局  
法務省民事局  
経済産業省商務情報政策局

## 電子署名及び認証業務に関する法律に基づく指定調査機関の調査に関する方針

### 第1 趣旨等

#### 1. 趣旨

本方針は、電子署名及び認証業務に関する法律に基づく指定調査機関の調査方針を明確化することにより、特定認証業務の認定制度の円滑な運営に資するためのものである。

#### 2. 用語

本方針中、「法」とあるのは、「電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）」を、「規則」とあるのは、「電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成13年総務・法務・経済産業省令第2号）」を、「指針」とあるのは、「電子署名及び認証業務に関する法律に基づく特定認証業務の認定に係る指針」をいう。

### 第2 認証業務の用に供する設備関係

#### 1. 総論

法第6条第1項第1号、規則第4条及び指針第4条から第7条までに規定する認証業務の用に供する設備の基準に適合するとは、審査の時点における技術水準等にかんがみ、基準を満たす設備が設置されているのみならず、特定認証業務を適正、円滑かつ安全に行うことができる水準であり、かつ、その実現のため合目的的に措置されているものであることをいう。

#### 2. 暗号装置関係

(1) 規則第4条第4号に規定する「専用の電子計算機」（以下「暗号装置」という。）とは、発行者署名符号の漏洩、破損、消失等の事象の発生を可能な限り低い確率に抑えるための以下の機能を備えたものをいう。

ア 暗号化されていない状態の暗号符号や認証データ等、保護されていない形式の重要なデータに係る暗号装置への入出力が行われるインタフェースが存在する場合は、そのインタフェースは他のデータの入出力を行うインタフェースとは物理的に独立したものであること。

